

議事要旨(3) 企業結合（ステップ2）の検討

冒頭、都常勤委員（専門委員長）より、第235回（平成24年1月10日）の委員会で、のれん償却の維持の方向性が提案され、のれん償却以外の論点については、改正を行うか否か別途、判断を行うとされたことに伴い、本日は、少数株主持分の取扱いを審議したい旨の説明がなされた。また、第191回（平成21年12月10日）の委員会では、少数株主持分を資本として扱う暫定合意がすでになされているが、時間の経過に伴う環境の変化に鑑み、改めて、暫定合意の内容を確認したい旨の説明が付け加えられた。

その後、前田専門研究員より、説明資料〔審議事項(3)〕に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主な質問や意見と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

- ・ ある委員より、当時の暫定合意はコンバージェンスを強く意識したものと考えられるが、少数株主との取引から生じる会計技術的な損益認識は、企業経営の実感と乖離しているとの意見も聞かれ、損失計上の場合には企業再編の妨げになる可能性もあることを考慮する観点から、当時の暫定合意を改めて支持するとともに、表示の変更についても、グローバルな投資家の誤解を避ける観点から支持する旨の意見があった。
- ・ ある委員より、表示については、変更後の取扱いでも投資情報としての有用性が確保できると考えられる旨の意見があった。一方、少数株主との取引については、購入のれん方式かつ償却処理を前提とした場合、子会社株式の一部売却は投下資本の一部回収であるため、のれんの一部取崩が必要になると考えられ、過去に暫定合意をしたものの、現行の会計処理の方が整合的であり、のれんの償却処理を維持するならば少数株主との取引も現行を維持することも考えられる旨の意見があった。
- ・ ある委員より、少数株主持分は負債ではなく純資産を構成するものとして扱ってきた観点から、債権者でない少数株主との取引から生じる差額は損益やのれんに反映するよりも資本剰余金と扱うのが会計的に整合すると考えられ、会計的にどうあるべきかを考えた場合、暫定合意した当時の基礎的な考え方に変更はない旨の意見があった。また、表示については会計処理と整合するよう同時に検討すべきであり、変更の方向性を支持するとの意見があった。
- ・ ある委員より、会計処理については、企業結合ステップ1の段階取得の会計処理との整合性も考慮する必要があるとあり、少数株主との取引を資本取引とする暫定合意を支持し、また、表示についても利用者の誤解を回避する観点から、変更の方向性を支持する旨の意見があった。
- ・ ある委員より、表示の変更の方向性については同意できるものの、少数株主との取引を資本取引とすることについては親会社説から明示的に離れることになると考えられるため、説明の仕方には工夫が必要との意見があった。また、本論点との関係で、持

分法を適用する非連結子会社と連結子会社の会計処理の差異について検討されたかどうか質問があった。これに対して、事務局からは、当時は特段の検討がなかったと考えられるが、改めて検討したい旨の回答があった。

- ・ あるオブザーバーより、企業グループ全体の業績評価を行う上では、少数株主損益を含む当期純利益が目的適合的であり、一方、投資成果を測定する上で一株当たり利益情報は、少数株主損益を除く現行の当期純利益で計算するのが整合的である旨の意見があった。また、少数株主持分比率の変動により損益が生じることは実態にそぐわない場合が多いと考えられ、資本取引とするのが合理的と考える旨の意見があった。

以 上